

表2 2014年夏季の世帯主の臨時収入・賞与の対前年同期名目増減率(%)
(二人以上の世帯、5月～8月)

	臨時収入・賞与	
	臨時収入	賞与
勤労者世帯①	▲ 1.7	7.1 ▲ 1.9
うち世帯主が60歳未満の世帯②	▲ 0.8	6.9 ▲ 1.0
① - ②	▲ 0.9	0.2 ▲ 0.9

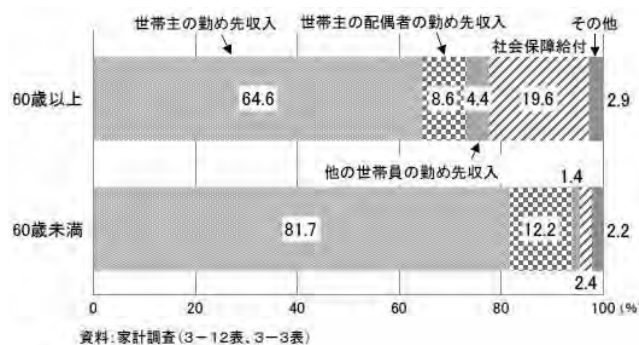
まとめ

これまで示してきた点をまとめると、家計調査の結果を関連統計と比較するには以下の3点に注意する必要があります。

1. 調査対象の範囲を確認し、できる限り同じ土俵で比較すること
商業動態統計調査の小売販売額の対象は、家計の消費支出が対象とする財・サービスなどの一部です。したがって、家計調査の結果と比較するのは厳密には困難ですが、比較するのであれば、家計の消費支出のうち「財」への支出の動きを名目増減率で比べることが適切です。
2. 調査の概念と集計単位の違いを確認しておくこと
家計調査の実収入と毎月勤労統計調査の現金給与総額は、捉えている範囲や概念が異なります。また、集計結果の単位も家計調査は「1世帯当たり」、毎月勤労統計調査は「常用労働者1人当たり」と違っていますので、単純に比較することは適切ではありません。
3. 人口の少子高齢化による構造変化の影響を把握
勤労者世帯の世帯主という「働き盛りの人」と思いがちです。過去はそうでしたが、人口の少子高齢化が進み、2006年以降、定年の引上げ(延長)や継続雇用(再雇用)制度の導入が行われ、さらに公的年金の支給開始年齢が引き上げられたことから、60歳以降の世帯主の割合が急速に上昇していますので、この影響を的確に把握して統計を見ていく必要があります。(参考2)

なお、二人以上の世帯の内訳を見ると、勤労者世帯の割合は2013年平均では50.3%と、10年前の2003年(56.6%)に比べて6.3%ポイント低下しています。一方、無職世帯の割合は23.4%から31.9%に8.5%ポイント上昇していますので、今後は勤労者世帯だけでなく、無職世帯の家計収支の動きにも注視していく必要があります。

参考2 世帯主の年齢が60歳未満と60歳以上の実収入の内訳<2013年平均>



(平成26年10月28日)



基幹統計名	人口動態統計
実施府省・部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
作成の方法	出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」（昭和22年法律第224号）による届書等から、死産については「死産の届出に関する規程」（昭和21年厚生省令第42号）による届書等から、人口動態調査票が作成され、これを収集し集計している。
統計体系の見直し、調査の沿革	<p>人口動態調査は、明治31年「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年から人口動態調査票は1件につき1枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。その後、昭和22年6月に「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理府から厚生省に移管された。さらに、平成21年4月からは、新「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査となった。</p> <p>なお、人口動態統計は、戸籍法上の届出等をもとに作成される統計、いわゆる業務統計の性格も有している基幹統計調査とも位置付けられる。</p>
最終改正以降の見直し検討状況等	<p>○第I期基本計画に掲げられた課題に対する対応</p> <p>課題に対する見直しを行い、平成21年「人口動態統計年報（確定数）」より以下の集計を追加している。</p> <p>①日本人の出生、婚姻及び離婚について、月別、年齢（各歳）別及び生年別の集計事項を追加</p> <p>②外国人の出生、婚姻及び離婚について、年齢（各歳）別の集計事項を追加</p> <p>○感染症分類の改定について</p> <p>感染症に関する状況を把握し、保健衛生面の行政ニーズに対応するため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、「感染症法施行令」（平成10年政令第420号）及び「感染症法施行規則」（平成10年厚生省令第99号）に基づき、感染症分類表を作成し死亡の表章を行っている。以下は感染症分類表の改定時期である。</p> <p>平成18年1月分 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症等を追加</p> <p>平成19年4月分 南米出血熱等を追加</p> <p>平成20年5月分</p>

	<p>鳥インフルエンザ（H5N1）等を追加 平成24年1月分 チクングニア熱等を追加 平成25年4月分 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等を追加</p>
調査の根拠法令	<p>統計法（平成19年法律第53号） 人口動態調査令（昭和21年勅令第447号） 人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号） 死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号） 死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和27年厚生省令第12号） 戸籍法（昭和22年法律第224号） 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）等</p>
調査の体系等	人口動態調査票は、出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票の5種からなる。
調査の対象（報告者数）	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。
有効回収率（うちオンライン回収率）	100%（うちオンラインによる回収率：約95%）
抽出方法	全数調査
調査事項	<p>(1) 出生票：出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び生年月日等出生届に基づく事項</p> <p>(2) 死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項</p> <p>(3) 死産票：死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項</p> <p>(4) 婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項</p> <p>(5) 離婚票：夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項</p>
調査の時期	調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで
調査の系統・方法	<p>(1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。</p> <p>(2) 報告の系統</p>

	<p style="text-align: center;">市 区 町 村 ——— 保 健 所 ——— 都 道 府 県 ——— 厚 生 労 働 省</p> <p style="text-align: center;">┌ 保 健 所 を 設置する市・特別区 ┘</p> <p>(3) 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行う。</p>
公表状況	<p>速報 : 調査月の約2ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2014/09.html</p> <p>月報(概数) : 調査月の約5ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2014/07.html</p> <p>月報年計(概数) : 調査年の翌年6月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai13/index.html</p> <p>年報(確定数) : 調査年の翌年9月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei13/index.html</p> <p>職業・産業別統計 : 5年毎(国勢調査年度) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/10jdss/index.html</p> <p>人口動態統計における公表物一覧 :</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html</p> <p>なお、人口動態調査を用いて、公表値を加工した「人口動態統計の年間推計」(調査年の翌年1月)、統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用により「人口動態統計特殊報告」を作成している。</p> <p><参考>特殊報告の近年の公表</p> <p>平成21年度 不慮の事故死亡統計(～平成20年) 離婚に関する統計(～平成20年)</p> <p>平成22年度 出生に関する統計(～平成21年)</p> <p>平成23年度 平成22年都道府県別年齢調整死亡率</p> <p>平成25年度 平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p><使用している統計基準></p> <p>疾病、傷害及び死因分類、日本標準職業分類、日本標準産業分類</p> <p><定義等の提供></p> <p>別添資料5「用語の解説」参照</p>
推計・集計の方法	<p>全数調査であるため、推計は行っていない。</p> <p>なお、利便性を考え、合計特殊出生率をはじめとした各種比率を集計している。</p> <p><集計に使用している比率></p> <p>別添資料6「比率の解説」参照</p>

実績精度（全国）	—
利活用事例	<p>他統計での数値利用例</p> <p>人口推計（総務省）</p> <p>将来推計人口（厚生労働省）</p> <p>生命表（厚生労働省）</p> <p>国際比較用の数値提供例</p> <p>WHO：出生・死亡・死産・婚姻・離婚にかかる件数（性別／年齢別等）</p> <p>OECD：乳児・新生児・周産期死亡率、低体重児の割合等</p> <p>その他、行政が各種施策を設計するための基礎数値として活用されている。</p>
二次利用等の状況	<p>統計法第32条の利用は、平成25年度に26件（統計の作成等）、1件（名簿作成）となっているほか、統計法第33条の利用は、平成25年度に第1号で862件（統計の作成等）、1件（名簿作成）、第2号で39件。</p> <p>また、平成22年度からオーダーメイド集計の提供を開始しており、平成25年度末までの提供件数は2件</p> <p>別添資料8「人口動態調査の二次的利用について」参照</p>
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	<p>答申による課題は課されていないが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日）において、以下の具体的な措置・方策が示され検討を行った。</p> <p>①「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する</p> <p>②「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する</p> <p>以上、①②については集計の充実を図り、平成22年8月17日付で厚生労働大臣より変更案を申請し、同年8月20日付で総務大臣に承認されている。</p>
その他（長期時系列統計からみた推移等）	<p>別添資料9「平成26年 我が国の人口動態」参照</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf</p>

資料一覧

資料1	届出書に基づく人口動態調査票の作成……………	1
資料2	届出書……………	3
資料3	人口動態調査票……………	9
資料4	人口動態調査オンライン報告システム構成図……………	15
資料5	用語の解説……………	17
資料6	比率の解説……………	21
資料7	人口動態調査 集計事項一覧……………	25
資料8	人口動態調査の二次的利用について……………	39
資料9	平成26年 我が国の人口動態……………	41

届出書に基づく人口動態調査票の作成
(死亡届から人口動態調査死亡票を作成する場合)

死亡届	人口動態調査死亡票
<ul style="list-style-type: none"> 氏名・男女別・生年月日 死亡したとき 死亡したところ・住所 本籍 死亡した人の夫または妻 死亡したときの世帯の主な仕事 死亡したときの職業・産業(国勢調査年のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名・男女別・生年月日 死亡したとき 死亡したところ・住所 死亡した人の国籍 死亡した人の夫または妻 死亡したときの世帯の主な仕事 死亡したときの職業・産業(国勢調査年のみ)
<p>死亡診断書(死体検案書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡の原因 死亡したところの種類 施設の名称 死因の種類 外因死の追加事項 生後1年間で病死した場合の追加事項 その他特に付言すべきことがら 施設の所在地又は医師の住所及び氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の原因 死亡したところの種類 施設の名称 死因の種類 外因死の追加事項 生後1年間で病死した場合の追加事項 その他特に付言すべきことがら 施設の所在地又は医師の住所及び氏名

人口動態調査死亡票

資料1

氏名 性別 年齢 国籍 死亡したとき

死亡した人の関係

死亡した人の国籍

死亡した人の夫または妻

死亡したときの世帯の主な仕事

死亡したときの職業・産業

死亡診断書(死体検案書)を基に記載

死亡届

受領 平成 年 月 日 第 号

送付 平成 年 月 日 第 号

死亡届を基に記載

死亡届

氏名 性別 年齢

生年月日

死亡したとき

死亡したところ

住所

本籍

死亡した人の夫または妻

死亡したときの世帯の主な仕事

死亡した人の職業・産業

その他

住所 本籍 氏名

事件番号

死亡診断書(死体検案書)

死亡診断書(死体検案書)

死亡したところの種類

死因の種類

外因死の追加事項

生後1年間で病死した場合の追加事項

その他特に付言すべきことがら

施設の所在地又は医師の住所及び氏名

死亡診断書を基に記載

出生届

受理第 平成 年 月 日 届出 長 殿	發送 平成 年 月 日 届出 長 殿	発送 平成 年 月 日 届出 長 殿	日 届出 長 殿
送付第 平成 年 月 日 届出 長 殿	送付第 平成 年 月 日 届出 長 殿	送付第 平成 年 月 日 届出 長 殿	送付第 平成 年 月 日 届出 長 殿
世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名	世帯主の氏名
子の氏名	子の氏名	子の氏名	子の氏名
生まれたとき	生まれたとき	生まれたとき	生まれたとき
生まれたところ	生まれたところ	生まれたところ	生まれたところ
住所	住所	住所	住所
父母の氏名	父母の氏名	父母の氏名	父母の氏名
出生年月日	出生年月日	出生年月日	出生年月日
本籍	本籍	本籍	本籍
同居を始めた	同居を始めた	同居を始めた	同居を始めた
子の職業	子の職業	子の職業	子の職業
父の職業	父の職業	父の職業	父の職業
母の職業	母の職業	母の職業	母の職業
その他	その他	その他	その他
住所	住所	住所	住所
本籍	本籍	本籍	本籍
署名	署名	署名	署名
事件簿番号	事件簿番号	事件簿番号	事件簿番号

記入の注意

給養や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかき添えて14日以内に提出してください。

子の本籍地でない役場に出すときは、2通出してください(役場が相当と認められたときは、1通で足りることもあります。2通の場合でも、出生証明書は、原本1通と写し1通で足りつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがな、むらがなで書いてください。

よみかたは、戸籍には記載されませんが、住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに因のようにしるをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

子の氏名	男女の別	1男 2女
生まれたとき	午前 午後	午前 午後
出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
出生したところ	出生したところ	
その種別	施設の種類(番号は1~3)	番地番号
体重	身長	身長の測定方法
多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)	
母の氏名	妊娠週数	妊娠満週日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む)	死産児(妊娠20週以後)
1医師	上記のとおり証明する。	平成 年 月 日
2助産師	(住所)	番地番号
3その他	(氏名)	印

第12時(午前0時)は、第12時(午後0時)と書いてください。

体重及び身長は、五分まで記入し、小数点以下は四捨五入してください。

この母の出産した子の数は、死産児(妊娠20週以後)を含めてください。

この出生証明書の作成は、出生届の立会者(医師、助産師)とともに医師が署名するようにしてください。

死亡届

Header information including date (平成 年 月 日), time (時 分), and address details.

Main form sections (1) through (11) for death registration, including name, date, residence, and cause of death details.

記入の注意

- Notes for registration (1) through (11) explaining the requirements for each field.

死亡診断書 (死体検案書)

Death Certificate (死体検案書) form with multiple sections for medical and legal information.

記入の注意

- Notes for the Death Certificate (死体検案書) form, detailing specific instructions for each section.

婚姻届

受理 平成 年 月 日 発送 平成 年 月 日 長印

第 号 送付 平成 年 月 日

第 号 戸籍記載 記載履歴 調査系 前 項 住 氏 票 通 知

事項調査 戸籍記載 記載履歴 調査系 前 項 住 氏 票 通 知

長 殿

夫 氏 名 (よみかた) 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

住 所 番 地 番 番 地 番 番 地 番 番 地 番 番

本 籍 番 地 番 番 地 番 番 地 番 番

父母の氏名 続き柄 父 母 続き柄 父 母 続き柄 父 母 続き柄 父 母

結婚後の夫婦の氏 新本籍 (左の印の氏人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)

氏・新しい本籍 夫の氏 妻の氏

同居を始めたとき 初婚 再婚 死別 離別 離婚 再婚 (離婚を始めたときのあらわしを記入してください)

同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫の職業 妻の職業

夫の職業 妻の職業

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出して下さい(役場が担当と認めるときは、1通で足りることもあります)。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍簿または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
名 印	名 印
生 年 月 日	生 年 月 日
住 所	住 所
番 地 番 番	番 地 番 番
本 籍	本 籍
番 地 番 番	番 地 番 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
義父縁についても同じように書いてください。
[]には、あてはまるものに印のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。